

子育て ガイドブック



令和8年3月
座間市

目次

1	赤ちゃんが生まれるまで（妊娠・出産）	1
(1)	妊娠したら	1
(2)	出産するとき・出産したら	5
2	赤ちゃんが生まれてから（健診・育児のサポート）	8
(1)	こどもの健康診査・検査・予防接種	8
(2)	育児のサポート	11
3	乳幼児を預ける（保育所・幼稚園など）	15
(1)	教育・保育施設	15
(2)	地域型保育施設	17
(3)	特定子ども・子育て支援施設	17
(4)	その他保育所等で実施しているサービス	18
(5)	保育所等以外のサービス	20
4	こどもと外出したい・遊びたい	22
(1)	屋内施設	22
(2)	屋外施設（大きな公園）	27
5	子育て家庭への手当と医療	30
(1)	子育て家庭への手当	30
(2)	医療費の助成	33
6	ひとり親家庭向けのための支援	38
(1)	ひとり親家庭向け手当・助成・貸付など	38
(2)	ひとり親家庭向け生活支援など	41
(3)	ひとり親家庭向け相談など	44
7	各種相談窓口一覧	45
(1)	妊産期の健康や不妊、予期しない妊娠等に関する相談	45
(2)	育児に関する相談	46
(3)	子育て不安・家族の悩み・虐待に関する相談	47
(4)	学校・教育・青少年に関する相談	47

年齢別 主な制度カレンダー

	妊娠	出産
届出	妊娠届の届出(P.1)	出生届(P.5) 出生連絡票(P.5)
健康・健診	妊婦健康診査(P.1) 妊婦歯科健康診査(P.2)	産婦健康診査(P.6)
講座・教室	ハローベビークラス(P.3)	
手当・助成	妊婦支援給付金(P.4)	出産育児一時金(P.6)
施設・拠点		子育て支援センター(P.13) 児童館(P.22)
ひとり親ほか		入院助産制度(P.7)



新生児、乳児、幼児期前半 (出生～満3歳)	幼児期後半 (3歳～小学校入学前)	
		届出
新生児聴覚検査(P.8) 乳幼児健康診査(P.9) 予防接種(P.10) こんにちは赤ちゃん(P.11) 産後ケア(P.12)		健康・健診
		講座・教室
児童手当(P.30) 小児医療費助成(P.33)		手当・助成
子育て支援センター(P.13) 児童館(P.22)		施設・拠点
児童扶養手当(P.31) ひとり親家庭等医療費助成(P.34)		ひとり親ほか

施設マップ（公共施設、公園ほか）





番号	施設名称	記載箇所
市庁舎等		
1	市庁舎	P.1 ほか
2	上下水道局庁舎	P.42
健康・福祉施設(教育・保育施設を除く)		
3	市民健康センター	P.3、9
4	スカイアリーナ座間(市民体育館)	P.26
5	サニープレイス座間・ざまっこプレイス	P.20、26
6	第1子育て支援センター ゆめ	P.13
7	第2子育て支援センター ひまわり	P.13
8	第3子育て支援センター かがやき	P.13
9	座間児童館	P.22
10	鳩川児童館	P.22
11	ひばりが丘南児童館	P.22
12	相模野児童館	P.22
生涯学習施設		
13	図書館	P.22
14	座間市公民館	P.24
15	北地区文化センター	P.24
16	東地区文化センター	P.24
コミュニティ施設		
17	立野台コミュニティセンター	P.25
18	新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	P.25
19	小松原コミュニティセンター	P.25
20	東原コミュニティセンター	P.25
21	相模が丘コミュニティセンター	P.25
22	相武台コミュニティセンター	P.25
23	ひばりが丘コミュニティセンター	P.25
24	栗原コミュニティセンター	P.25
公園		
25	県立谷戸山公園	P.27
26	芹沢公園	P.28
27	スカイグリーンパーク・大坂台公園	P.28
28	かにが沢公園	P.29



番号	施設名称	番号	施設名称
公立保育所 (P.15)		幼稚園 (P.16)	
29	栗原保育園	54	座間幼稚園
30	相模が丘東保育園	55	やなせ幼稚園
31	東原保育園	56	相武台幼稚園
32	相武台保育園	57	座間孝道幼稚園
33	ひばりが丘保育園	58	鈴鹿幼稚園
34	小松原保育園	59	ひばりが丘幼稚園
35	相模が丘西保育園	60	小松原幼稚園
私立保育所 (P.15)		認定こども園 (P.16)	
36	わかば保育園	61	認定こども園 栗原幼稚園
37	座間保育園	62	認定こども園 東原幼稚園
38	やなせ保育園	小規模保育施設 (P.17)	
39	座間子どもの家保育園	63	ナーサリールームT&Y相模が丘
40	あゆみ保育園	64	保育ルームフェリーチェ相武台前園
41	いその保育園	65	ひばりっ子保育園
42	広野台保育園	66	みらいひまわり保育園
43	栗の実保育園	67	Tyそよかせ保育園
44	座間すこやか保育園	68	MIRAI E 保育園
45	木下の保育園相武台	69	保育ルームフェリーチェ座間園
46	ナーサリースクールT&Y相模が丘	家庭的保育施設 (P.17)	
47	麦っ子畑保育園	70	陽の丘保育園
48	スマイルワールド保育園	71	ひばり乳児園
49	マジオたんぽぽ保育園相武台	認可外保育施設 (P.17)	
50	座間ゆめっこ保育園	72	ベストキッズ相武台保育園
51	子どもの家ひまわり保育園	73	にじのはし保育園
52	緑ヶ丘もえぎ保育園	74	太陽の家座間 保育室おひさまⅡ
53	ちぐさ保育園	75	イオンゆめみらい保育園 座間

1 赤ちゃんが生まれるまで（妊娠・出産）

(1) 妊娠したら

妊娠届の提出、母子健康手帳の交付

医療機関で妊娠と診断されたら、こども家庭センターで妊娠の届け出をし、母子健康手帳の交付を受けてください。

同時に、母子健康手帳別冊（妊婦歯科健康診査受診券（P. 2）、妊婦健康診査受診券（P. 1）、新生児聴覚検査費用補助券（P. 8）、産婦健康診査費用補助券（P. 6）、1か月児健康診査補助券（P. 9）、出生連絡票（P. 5））を交付しています。

※妊婦本人が外国籍などの理由により、外国語版母子健康手帳を希望する場合には、外国語版の交付も可能です。

📁 母子健康手帳

母子の健康、お子さんの成長、予防接種歴を記録する冊子です。

●対象

医師または助産師から妊娠と診断された方

●必要な書類など

妊婦の個人番号と本人確認ができる書類

※代理人が提出する場合は、委任状等が必要になります。詳細はお問い合わせください。

●提出先

市役所 2階 こども家庭センター

お問い合わせ先

こども家庭センター

TEL：046-252-7776 FAX：046-255-3550

妊婦健康診査

妊娠中は、定期的に医療機関で健康診査を受診してください。

市では、14回分の妊婦健康診査費受診券（母子健康手帳別冊内）を母子健康手帳（P. 1）と同時に交付しており、健診時に受診券を利用すると妊婦健康診査費用総額から差し引

きます（保険診療分などは対象外）。多胎妊婦の場合は、受診券をすべて使用した後の妊婦健康診査の費用について1回あたり5000円を上限として5回まで助成します。

※費用が助成金額以下の方、受診券が利用できない国内の医療機関等で妊婦健康診査を受けた方は、払い戻しの手続きで助成を受けることができます。

妊婦健康診査

妊娠の経過や胎児の発育状況の確認、異常を早期に発見するための検査です。

●対象

妊娠中の方

●助成内容

- ・① : 基本健診・初期血液検査用 22,000円
- ・②～⑧ : 基本健診・その他検査用 5,000円
- ・⑨～⑩ : 基本健診・血液検査・その他検査用 11,000円
- ・⑪～⑭ : 基本健診・その他検査用 8,000円

お問い合わせ先

こども家庭センター

TEL : 046-252-7776 FAX : 046-255-3550

妊婦歯科健康診査

むし歯の早期発見と歯周病の予防を推進し、健やかなマタニティライフを送るため、妊婦の方は歯科健康診査を受けましょう。

妊婦歯科健康診査

歯科健診、むし歯菌検査、歯周疾患関連の検査などを行います。

妊娠中はむし歯や歯周病をおこしやすくなります。歯周病が進行すると早産や低出生体重児の出産のリスクが高まるといわれているため、母親と生まれてくる赤ちゃんの健やかな発育のために妊娠中に歯科健康診査を受けましょう。

●対象

妊婦（妊娠16～27週推奨）

●利用料金（自己負担金）

500円

●場所

協力歯科医療機関（登録歯科医療機関以外では受診できませんので、ご予約の際には、必ず市ホームページにて登録歯科医院をご確認ください。）

お問い合わせ先

こども家庭センター

TEL：046-252-7776 FAX：046-255-3550

母子免疫RSウイルスワクチン

予防接種には、予防接種法に基づき対象週数等が決められています。

予防接種の効果や副作用について理解を深めたくうえで判断し、接種を受けてください。

※予防接種制度は今後も変更される可能性がありますので、最新情報は市ホームページや厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

↳母子免疫RSウイルスワクチン

妊娠中にワクチンを接種することで、お母さんの体内で作られた抗体が赤ちゃんに移行し、RSウイルスによる発症や重症化を予防できます。

●対象（令和8年4月現在）

予防接種の種類	法律による対象週数	接種間隔・回数など
RSウイルス	妊娠28週0日から36週6日までの間	・妊娠毎に1回 ・接種対象の妊娠週数外で接種した場合は全額自己負担 ※接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠38週6日までに出産を予定している場合は医師に相談してください。

お問い合わせ先

こども家庭課 こども保健係

TEL：046-252-7225 FAX：046-255-3550

ハローベビークラス（母親父親教室）

初めての出産を迎える両親が、妊娠中の過ごし方や育児について学ぶ教室で、地域の育児仲間づくりのきっかけにもなります。受講には事前のお申し込みが必要です。

↳ハローベビークラス（母親父親教室）

妊娠中の生活や出産、育児についての講話や演習を行います。

1コース当たり2日間実施します。（詳細な実施日は担当へお問い合わせください）

●対象

初めて出産する妊婦とそのパートナー

コース初日に妊娠18週0日～30週6日に該当する方

●自己負担金

300円（テキスト代）

●場所

市民健康センター(施設マップ3番)

お問い合わせ先

こども家庭課 こども保健係

TEL : 046-252-7225 FAX : 046-255-3550

妊婦支援給付金（妊婦のための支援給付）

妊娠時の経済的負担を軽減するため、妊婦に対して支給します。支給には申請（電子申請可）が必要です。

●対象

医療機関で妊娠の診断を受けた妊婦

●助成内容

妊娠前期に5万円、妊娠後期に妊娠したこども一人につき5万円を支給

●必要な書類など

本人確認書類

※代理人が提出する場合は、委任状等が必要になります。詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先

こども家庭課 こども総務係

TEL : 046-252-8025 FAX : 046-255-5080

妊娠SOSかながわ

神奈川県では、予期しない妊娠や若年者の妊娠など、妊娠や産むことに悩んでいる方に対して、助産師等専門職が電話及びメールで相談を行っています。（匿名可・秘密厳守・無料）詳しくは神奈川県のホームページをご確認ください。

●神奈川県ホームページのアドレス・二次元コード

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f533186/index.html>



(2) 出産するとき・出産したら

出生届

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含め14日以内（国外で生まれた場合は3か月以内）に出生届を提出して下さい。

※座間市のほか出生地、本籍地、一時滞在地のいずれかでも届出が可能です。

●対象

原則として、父または母

●必要な書類など

- ・出生証明書（出産後に医療機関・助産所から渡されます。）
- ・母子健康手帳（P. 1）

●提出先

市役所1階 戸籍住民課

お問い合わせ先

戸籍住民課 戸籍係

TEL：046-252-8084 FAX：046-255-3550

出生連絡票

赤ちゃんが生まれたら、14日以内に出生連絡票を提出（郵送可）して下さい。

📄出生連絡票

赤ちゃん訪問（P. 11）への利用や、低出生体重児の届出のために提出する書類です。

●必要な書類など

出生連絡票（母子健康手帳別冊の冊子にとじ込まれているハガキ）

●提出先

市役所2階 こども家庭センター

お問い合わせ先

こども家庭センター

TEL：046-252-7776 FAX：046-255-3550

産婦健康診査

出産した方が産婦健康診査を受診した際に生じる費用を助成します。

補助券（母子健康手帳別冊内）は母子健康手帳（P. 1）交付時または転入時に交付します。産婦健康診査を受けるときに、交付された補助券に必要事項を記入した上で、医療機関に提出してください。健康診査費用のお支払いの時に、補助額が差し引かれますので、差額をお支払いください。

※補助券が利用できない医療機関等で産婦健康診査を受けた方は、払い戻しの手続きで助成を受けることができます。

🏠 産婦健康診査

産後のお母さんの体調や授乳、育児の状況を確認するために行うものです。

●対象

出産した方

●助成内容

5,000円（産後2週間健診と産後1か月健診の各1回）

お問い合わせ先

こども家庭センター

TEL：046-252-7776 FAX：046-255-3550

出産育児一時金

公的医療保険の加入者が出産したとき、お子さん1人につき原則50万円がご加入の保険者から支給される制度です。

※妊娠12週（85日）以上の死産・流産の場合も支給されます。

🏠 出産育児一時金直接支払制度、受取代理制度

ご加入の保険者が出産育児一時金を直接医療機関等に支払うので、出産された方の医療機関窓口支払額は、出産育児一時金を上回った額（差額）のみになる制度です。（本制度を利用しない場合、出産された方が医療機関窓口で出産費用全額を支払い、後日、ご加入の保険者に申請し、出産育児一時金を受取ります。（償還払い））

本制度の対応可否や手続きは医療機関や保険者によって異なりますので、分娩予定施設やご加入の保険者等にお問い合わせください。

●対象

公的医療保険の加入者

●助成内容、提出先

加入保険	支給金額	提出先・お問い合わせ先
国民健康保険加入者	500,000円	保険年金課 国保給付係 TEL：046-252-7672 FAX：046-252-7043
国民健康保険以外の 公的医療保険加入者	500,000円（産科医療 補償制度加入分べん機関での 出産） 488,000円（未加入分 べん機関での出産）	ご加入の健康保険組合や勤務先を所 管する全国健康保険協会等

お問い合わせ先

「助成内容、提出先」に記載のとおり。

入院助産制度

経済的な理由等により、病院などで出産が困難な妊産婦の方を対象に、指定の助産施設で出産する際の費用を援助する制度です。利用には条件がありますので、詳細はお問合せください。

●対象

生活保護世帯や市民税非課税世帯等

お問い合わせ先

こども家庭課 こども総務係

TEL：046-252-8025 FAX：046-255-5080

2 赤ちゃんが生まれてから（健診・育児のサポート）

(1) こどもの健康診査・検査・予防接種

新生児聴覚検査

聴覚の異常を早期に発見するため、生後30日までに受けた新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部を助成します。

「新生児聴覚検査費用補助券（母子健康手帳別冊内）」は母子健康手帳（P. 1）の交付時または転入時に交付します。新生児聴覚検査を受けるときに、交付された補助券に必要事項を記入した上で、医療機関に提出してください。検査費用のお支払いの時に、補助額が差し引かれますので、差額をお支払いください。

※補助券を利用できない医療機関等で新生児聴覚検査を受診した場合は、払い戻しの手続きで助成を受けることができます。

📄 新生児聴覚検査

生まれて間もない赤ちゃんに対して行う「耳の聞こえの検査」のことです。

「耳の聞こえ」は心身のすこやかな発達に大切な役割を持っていますが、赤ちゃんの1,000人のうち1～2人は、生まれつき耳の聞こえにくさがあると言われています。新生児聴覚スクリーニング検査を受けて、耳の聞こえを確かめましょう。

●対象

検査を受診した生後30日未満の赤ちゃん

●助成内容

- ・自動聴性脳幹反応検査（A A B R） 3,000円（上限）
- ・耳音響放射検査（O A E） 1,500円（上限）

※助成は、一人1回まで受けられます。

お問い合わせ先

こども家庭センター

TEL：046-252-7776 FAX：046-255-3550

乳幼児健康診査

お子さんの病気の早期発見や発育・発達の確認とともに、子育ての相談等を行っています。
対象の方には封書で個別に通知しますので、受付時間や持ち物等は通知をご確認ください。

乳幼児健康診査

乳幼児健診では、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士などの専門職が、事前に保護者が回答した問診票や母子健康手帳の記録などを参考にしながら、お子さんの身体の発育や栄養状態、発達の状況を確認します。

お子さんが順調に成長しているかを確認する場であると同時に、病気の早期発見や日々の生活における育児の心配事を相談できる大切な機会です。

●対象、場所

健診種別（対象）	健診内容	場所
1 か月児健康診査	問診、身体計測、医師診察、育児指導等	指定医療機関
4 か月児健康診査	問診、身体計測、医師診察、育児指導等	市民健康センター
8～10か月児健康診査	問診、身体計測、医師診察、育児指導等	指定医療機関
1歳6か月児内科健康診査	問診、身体計測、医師診察、育児指導等	指定医療機関
1歳6か月児歯科健康診査	問診、歯科健診、歯科指導、育児・栄養相談等	市民健康センター
2歳児歯科健康診査	歯科健診、予防処置（希望者のみ）、育児相談等	市民健康センター
3歳6か月児健康診査	問診、検尿、身体計測、内科診察、歯科診察、視聴覚検査、育児・栄養・歯科相談等	市民健康センター
5歳児発達健康診査	問診、身体計測、小児科診察	市民健康センター

お問い合わせ先

こども家庭課 こども保健係

TEL：046-252-7225 FAX：046-255-3550

予防接種

予防接種には、予防接種法に基づき対象年齢や接種回数等が決められており、市が接種をお勧めしている「定期予防接種（下のスケジュール表参照）」と、予防接種法に基づかず、保護者の方と医師との相談のうえ希望者に行われる「任意予防接種（おたふくかぜ）」があります。

※予防接種制度は今後も変更される可能性がありますので、最新情報は市ホームページ等でご確認ください。

●対象

小学校就学前までに受けられる定期予防接種の種類と対象年齢（令和8年4月現在）

予防接種の種類		法律による対象年齢	望ましい年齢	接種間隔・回数など
小児用肺炎球菌		2 か月～5 歳未満	生後2 か月～7 か月未満で開始	4 週間以上の間隔で3 回接種の後、1 歳を過ぎていれば3 回目から60 日以上あけて4 回目を接種 ※3 回目は1 歳未満までに接種
			生後7 か月～1 歳未満で開始	4 週間以上の間隔で2 回接種の後、1 歳を過ぎていれば2 回目から60 日以上あけて3 回目を接種 ※2 回目は2 歳未満までに接種
			1 歳～2 歳未満で開始	1 回接種後60 日以上あけて2 回目を接種
			2 歳以上5 歳未満	1 回接種
B 型肝炎		2 か月～1 歳未満	生後2 か月～9 か月未満	4 週間以上の間隔をあけて2 回接種の後、1 回目終了後20 週間開けて1 回接種
ロタウイルス 2 回接種	2 回接種	出生6 週0 日後～24 週0 日後まで	初回接種は生後2 か月から出生14 週6 日後まで ※安全性が確立されていないため、15 週0 日後以降はお勧めしていません。	4 週間以上の間隔をあけて2 回経口接種（投与）。 （24 週0 日後までに2 回接種終了できること）
	3 回接種	出生6 週0 日後～32 週0 日後まで		4 週間以上の間隔で3 回経口接種（投与）。 （32 週0 日後までに3 回接種終了できること）
五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ）		2 か月～7 歳6 か月未満	第1 期（3 回）生後2 か月～7 か月未満 第1 期追加 3 回目終了後6 か月～1 年6 か月の間	3～8 週間の間隔で3 回接種後、3 回目から6 か月以上あけて4 回目を接種
四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）		2 か月～7 歳6 か月未満	1 期（3 回）生後2 か月～1 歳未満 1 期追加 3 回目終了後1 年～1 年6 か月の間	3～8 週間の間隔で3 回接種後、3 回目から1 年以上あけて4 回目を接種 ※五種混合を接種する方は不要

予防接種の種類	法律による対象年齢	望ましい年齢	接種間隔・回数など
ヒブ ※五種混合を接種する方は不要	2か月～5歳未満	生後2か月～7か月未満で開始	4～8週間の間隔で3回接種の後、7か月～13か月あけて4回目を接種 ※2・3回目は1歳までに接種
		生後7か月～1歳未満で開始	4～8週間の間隔で2回接種の後、7か月～13か月あけて4回目を接種 ※2回目は1歳までに接種
		1歳以上5歳未満	1回接種
BCG	出生後～1歳未満	5か月～7か月	小児用肺炎球菌・ロタ・五種混合・四種混合・ヒブを先に接種できます
麻しん・風しん (MR)	1歳～2歳未満	誕生日を過ぎたらすぐ	基本は麻しん・風しん混合ワクチンを接種しますが、保護者の希望により単独接種も可能です。 ※麻しん・風しん両方にかかった方は対象外
	小学校就学前の1年間	小学校入学の前年(幼稚園や保育園の年長クラス)	
水痘 (水ぼうそう)	1歳～3歳未満	誕生日になったらすぐ1回接種。その後1回目から6か月以上あけて2回目	2回接種 ※水痘にかかった方は対象外
日本脳炎(第1期)	6か月～7歳6か月未満 ※座間市の開始は3歳からです。	3歳で開始	1～4週間の間隔で2回接種の後、おおむね1年あけて3回目を接種

●場所

定期予防接種は指定医療機関で個別接種にて実施しています。指定医療機関は市ホームページ等でご確認ください。なお、予診票は、指定医療機関にあります。

お問い合わせ先

こども家庭課 こども保健係

TEL: 046-252-7225 FAX: 046-255-3550

(2) 育児のサポート

こんにちは赤ちゃん事業

「新生児訪問」または「こんにちは赤ちゃん訪問」により、生後間もない赤ちゃんのいるご家庭をすべて訪問します。出生連絡票(P.5)に基づき、訪問のご連絡をします。

☞新生児訪問

およそ4カ月頃までの、初めての赤ちゃんがいるご家庭に産師、保健師が訪問し、赤ちゃんの体重の測定、母子の健康状態の確認や育児についてのご相談をお受けします。

🏠 こんにちは赤ちゃん訪問

お母さんが安心して子育てをし、お子さんが健やかに成長するお手伝いのひとつとして、助産師・保健師・看護師が生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭を訪問し、育児のご相談や健康診査・予防接種等の育児情報（母子保健サービス）を提供します。

●対象

生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭

お問い合わせ先

こども家庭課 こども保健係

TEL：046-252-7225 FAX：046-255-3550

産後ケア事業

実施施設で、休息、育児や授乳の相談・指導が受けられる「宿泊型」及び「通所型」、助産師が自宅に訪問して相談やアドバイスを受けることができる「訪問型」があります。原則、出生連絡票（P. 5）提出時に申請の手続きとなります。

※里帰りや出産病院退院直後のご利用など、早期に補助券の交付をご希望の場合は、妊娠28週以降にご相談ください。

※医療行為や託児は行いません。

🏠 産後ケア事業

出産後も安心して子育てができるようお母さんの心身のケアと育児支援をサポートする事業です。「出産後、自宅に帰っても育児を手伝ってくれる人がいなくて不安」、「授乳がうまくいかない」、「赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない」、「お産と育児の疲れから体調がよくない」などの場合に活用をご検討ください。

●対象

利用時点で座間市に住民票のあるお母さんと赤ちゃん（1歳の誕生日の前日まで）

※実施事業者によって受け入れ可能月齢が異なるため、詳細は市ホームページをご確認ください。

●利用料金（自己負担金）

種別	利用可能時間	利用料金
宿泊型	1泊2日から	10,000円／1泊2日 (1日延長ごとに+5,000円) ※多胎一人当たり2,500円／日追加
通所型	1日1回（4時間30分以内）	1,500円／回 ※多胎一人当たり750円／日追加
訪問型	1日1回（90分以内）	1,500円／回

●場所

実施施設は市ホームページ等でご確認ください。

お問い合わせ先

こども家庭センター

TEL：046-252-7776 FAX：046-255-3550

子育て支援センター

子育て中の親が、こどもを遊ばせながら交流できる施設で、温かい雰囲気のある部屋には、こどものためのおもちゃや絵本のあるプレイルーム、赤ちゃんルーム、ベビーベッド、情報掲示板、授乳コーナーなどがあります。また、相談コーナーでは、子育ての不安や悩みなど、育児に関する相談や情報交換ができます。いずれも予約不要で御利用いただけます（※）。

※講座やイベント時には予約が必要な場合があります。

●利用料金（自己負担金）

無料

●場所

施設名	場所	連絡先
第1子育て支援センター ざまりんのおうち「ゆめ」	東原二丁目8番1号 サンホープ2階 (施設マップ6番)	TEL 046-254-2634 FAX 046-254-2634
第2子育て支援センター ざまりんのおうち「ひまわり」	相模が丘一丁目25番1号 リビオタワー小田急相模原 コモンズざま2階 (施設マップ7番)	TEL 042-740-2788 FAX 042-740-2789
第3子育て支援センター ざまりんのおうち「かがやき」	入谷東三丁目59番4号 ホシノタニ団地4号棟1階 (施設マップ8番)	TEL 046-255-7070 FAX 046-255-7080

●利用時間

- ・プレイルーム・赤ちゃんルーム 9時30分～12時、13時30分～16時
- ・育児に関する相談 9時～16時

●休館日

日曜日、祝日、年末年始、土曜日が開館する週の平日一日（※）

※施設によっては、休館日が異なりますので、詳細は市ホームページをご確認ください。

●駐車場、駐輪場

- ・第1子育て支援センター 駐車場15台、駐輪場若干
- ・第2子育て支援センター 駐車場なし、駐輪場10台

- ・第3子育て支援センター 駐車場5台、駐輪場若干

※いずれも利用時間は開館時間と同じです。

お問い合わせ先

こども家庭課 こども総務係

TEL：046-252-8025 FAX：046-255-5080

保育コンシェルジュ

0歳児から就学前の子育てに関する相談や預け先に関する相談など、保護者の意向をお聞きし、ニーズに合った保育サービスの情報を提供しています。相談は、電話または対面（事前予約推奨）で受付けています。

☞ 保育コンシェルジュ

次のような相談に応じ、保育サービスの情報を提供する専門の相談員です。

- ・ 保育施設に関する相談（幼稚園と保育園の違いなど）
- ・ 保育サービス利用に関する相談（保育園の申し込み方法など）
- ・ 入所未決定児のアフターフォロー（今の保育園の空き状況など）
- ・ 子育てに関する相談（幼稚園、保育園に入所させるのはいつ頃がいいのかなど）

● 対象

就学前のお子さんの預け先に関する相談等を行いたい方

● 場所

市役所2階 保育・幼稚園課

お問い合わせ先

保育・幼稚園課 認定給付係

TEL：046-252-7202 FAX：046-255-5080

3 乳幼児を預ける（保育所・幼稚園など）

(1) 教育・保育施設

認可保育所

保育所は保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。市が運営する「公立保育所」と事業者が運営する「民間保育所（私立保育所）」があります。詳細は市ホームページ又は「保育所等利用申込の御案内」をご覧ください。

実施施設	公立保育所：市内7施設（施設マップ29～35番） 民間保育所：市内18施設（施設マップ36～53番）
対象	公立保育所：入所日時点で、生後満3か月から小学校就学前までのお子さん 民間保育所：施設によって受入年齢が異なります。
開所日	月曜～土曜。日曜、祝日、年末年始はお休みです。
開所時間	公立保育所：7時30分～18時30分 民間保育所：施設によって異なります。※延長保育（P.18）を実施している園は開所時間が異なります。
保育料	0歳～2歳クラス：世帯の市町村民税額所得割額、保育の必要量、兄弟姉妹の状況によって、決定します。 3歳クラス～5歳クラス：無料 保育料の他に、諸費用がかかります。

お問い合わせ先

保育・幼稚園課 認定給付係

TEL：046-252-7202 FAX：046-255-5080

幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるため、幼児期の教育を行う施設です。各施設で特色のある保育を行っていますので、入園等詳細は、それぞれの園に直接ご連絡ください。

実施施設	市内7施設（施設マップ54～60番）
対象	満3歳から小学校就学前の児童
開所日、開所時間	施設によって異なります。
保育料	原則無料 ・施設型給付を受ける施設：無料 ・上記以外の施設：月額25,700円を上限に補助 保育料の他に、別途入園費や教材費などの諸費用がかかります。

お問い合わせ先

保育・幼稚園課 認定給付係

TEL：046-252-7202 FAX：046-255-5080

認定こども園

保護者の就労の有無にかかわらず、就学前のこどもに幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、子育て相談や親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を実施する施設です。

実施施設	市内2施設（施設マップ61、62番）
対象	0歳から小学校就学前までのお子さんが受入れの対象となりますが、施設によって受入年齢が異なります。（市内施設では満3歳から受入）
開所日	施設によって異なります。
開所時間	施設によって異なります。
保育料	0歳～2歳：世帯の市町村民税額所得割額、認定区分、保育の必要量、兄弟姉妹の状況によって、決定します。 満3歳～5歳（1号認定）：無料 3歳クラス～5歳クラス（2号認定）：無料 保育料の他に、別途入園費や教材費などの諸費用がかかります。

お問い合わせ先

保育・幼稚園課 認定給付係

TEL：046-252-7202 FAX：046-255-5080

(2) 地域型保育施設

小規模保育施設

就労や病気等の理由のために、家庭で保育することができない保護者に代わって、0～2歳児クラスのこどもを少人数（定員6から19人まで）で保育する施設です。

家庭的保育施設

就労や病気等の理由のために、家庭で保育することができない保護者に代わって、0～2歳児クラスのこどもを家庭的な雰囲気の下、少人数（定員5人以下）で保育する施設です。

実施施設	小規模保育施設7施設（施設マップ63～69番） 家庭的保育施設2施設（施設マップ70、71番）
対象	満3か月以降ほか（※施設によって異なります。）
開所日	月曜～土曜。日曜、祝日、年末年始はお休みです。
開所時間	7時30分～18時30分ほか（※施設によって異なります。）
保育料	お子さんの年齢と世帯の市町村民税所得割額、保育の必要量、兄弟姉妹の状況によって、決定します。

お問い合わせ先

保育・幼稚園課 認定給付係

TEL：046-252-7202 FAX：046-255-5080

(3) 特定子ども・子育て支援施設

私設保育施設（認可外保育施設）

児童を預かる施設のうち、児童福祉法に基づく市の認可を受けていない施設（※）です。

※多様な保育ニーズに対応して児童を預かる施設です。設置者は届出や安全確保等の基準順守が求められます。

実施施設	市内4施設（施設マップ72～75番）
対象	施設によって異なります。
開所日、開所時間	施設によって異なります。
保育料	施設によって異なります。
注意事項	申込方法など、詳しくは直接施設へお問い合わせください。

(4) その他保育所等で実施しているサービス

一時保育

保護者の方が、一時的な就労・病気・出産・その他リフレッシュなどで家庭での保育が困難なとき、有料で一時的にこどもを預かる制度です。

実施施設	市内15施設
対象	就学前までの児童（受入始期は施設によって異なります。）
実施日	月曜～金曜日（一部施設は土曜日も実施）※祝日、年末年始を除く
利用時間	9時～16時ほか（※施設によって異なります。）
保育料	施設によって異なります。
注意事項	定員の制限により、利用できない場合があります。

休日保育

保育所等に入所中であり、保護者が休日の労働などにより休日に保育を必要とする場合、保育所でお預かりする制度です。

実施施設	座間子どもの家保育園（施設マップ39番） 緑ヶ丘もえぎ保育園（施設マップ52番） ちぐさ保育園（施設マップ53番）
対象	市内保育所等に在籍する児童
実施日	休日（日曜、国民の祝日）※年末年始を除く。
利用時間	座間子どもの家保育園：8時30分～18時の9時間以内 緑ヶ丘もえぎ保育園：8時30分～17時30分の9時間以内 ちぐさ保育園：8時30分～16時30分
保育料	なし
注意事項	定員の制限により、利用できない場合があります。

病児保育

病気などの回復期に至らない状況にあり、当面の症状の急変が認められないこどもを預かる制度です。

実施施設	にじのはし保育園（施設マップ73番） 緑ヶ丘もえぎ保育園（病児保育「そよかぜ」）（施設マップ52番）
対象	施設によって異なります。
実施日	月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
利用時間	にじのはし保育園：8時～18時 緑ヶ丘もえぎ保育園（病児保育「そよかぜ」）：8時30分～17時30分
保育料	施設によって異なります。
注意事項	・定員の制限により、利用できない場合があります。 ・施設により、事前登録が必要な場合があります。

病後児保育

病気などの回復期にあるこどもを預かる制度です。

実施施設	広野台保育園（病後児保育センター「すずらん」、施設マップ42番） ちぐさ保育園（施設マップ53番）
対象	次のいずれかに該当する満1歳～小学校3年生の児童 ・市内在住の児童 ・他市からの委託により市内の認可保育所などを利用している児童
実施日	月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）
利用時間	広野台保育園（病後児保育センター「すずらん」）： 8時30分～17時15分 ちぐさ保育園：9時～16時
保育料	日額2,000円 （市町村民税非課税世帯、生活保護世帯は減免制度あり。）
注意事項	・定員の制限により、利用できない場合があります。 ・利用に当たり事前登録が必要です。

(5) 保育所等以外のサービス

ファミリー・サポート事業

こどもの一時預かりや、保育園や幼稚園、小学校、児童ホームなどに通うこどもの送迎など、子育ての手助けが必要な方を、有償ボランティアの協力会員がサポートします。利用の前に、ファミリー・サポート事務局（※）で説明を受け、会員登録を行う必要があります。

※ファミリー・サポート事務局（座間市社会福祉協議会内、施設マップ5番）

TEL：046-266-2003 FAX：046-266-2009

ファミリー・サポート事業

子育てを応援してほしい人（利用会員）と応援したい人（協力会員）を結び、地域で助け合う制度です。

●対象

生後3か月児～小学校6年生のこどもと同居している保護者

●利用料金

一人目：30分450円、二人目：一人目の半額

※ひとり親家庭には減免制度があります。

●利用時間

6時30分～21時（※年末年始を除く）

お問い合わせ先

こども家庭課 こども総務係

TEL：046-252-8025 FAX：046-255-5080

子育て世帯訪問支援事業

家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦の方、ヤングケアラーがいる家庭等を支援するため、訪問支援員が家事の支援を行います。利用に当たり、事前相談が必要です。

●対象

市内に居住している世帯で、次のいずれかに該当する家庭

- ① 出生後1年以内の乳児と同居し、養育している方で、心身の不調等により家事を行うことが困難であり、他に家事を行う方がいない家庭
- ② ヤングケアラーがいる家庭など、特に支援が必要と市が認めた家庭

●助成内容

食事の準備・後片付け、衣類の洗濯・補修、居室等の掃除・整理、生活必需品の買い物、その他日常的に行う必要がある家事を支援します。ただし、次の回数を上限とします。

- ・対象①に該当する方：出産後1年以内に20回以内。1日2回、1回2時間まで。
- ・対象②に該当する方：市が認めた回数

●利用料金

世帯区分	利用料金 (1時間あたり)	利用料金 (1回あたり)	実費 (買い物代金や交通費)
生活保護世帯 市民税非課税世帯 市民税所得割額77,101円未満世帯	0円	0円	全額利用者負担
その他の世帯	1,500円	930円	

(例) その他の世帯が1回2時間利用した場合

$$1,500円 \times 2時間 + 930円 = 3,930円$$

●利用時間

9時から17時まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※利用者の実施事業者の間で合意がある場合は上記以外の日時でも実施可能

お問い合わせ先

こども家庭課 こども相談係

TEL: 046-252-8026 FAX: 046-255-5080

4 こどもと外出したい・遊びたい

(1) 屋内施設

児童館

0歳から18歳未満の児童が気軽に集い、遊べる施設です。図書室や集会室、遊び場（館庭）があります。

※未就学児が利用される場合は、保護者の同伴が必要です。

🏠 児童館

子どもたちに遊びを提供し、心身ともに健やかに成長できるよう支援する屋内型児童厚生施設です。

● 場所（施設マップ9～12番）

施設名	場所	連絡先
座間児童館	入谷東四丁目44番3号	046-252-0621
鳩川児童館	座間1丁目1922番	046-255-5738
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘三丁目56番1号	046-256-0236
相模野児童館	広野台一丁目46番29号	046-256-2419

※電話番号とFAX番号は同一です。

● 開館時間

9時～12時、13時～17時

※団体利用（各児童館で利用登録した団体による利用）は21時までです。

● 休館日

水曜日（祝日の場合は翌開館日）、祝日、年末年始

● 駐車場

来館者用の駐車場はありません。車での来館はご遠慮ください。

お問い合わせ先

こども育成課 こども育成係

TEL：046-252-7969 FAX：046-255-5080

図書館

館内に、こどもと共にゆったりと読書を楽しめるスペース「子どもおはなし室」を用意しています。「子どもおはなし室」では、毎週水曜日に『子どもおはなし会（職員やボランティアによる絵本の読み聞かせ）』を行っています。2階講座室では、夏に『親子でふるえるこわいおはなし会』や冬に『としょかん クリスマスおはなし会』など、季節に合わせたイベントも行っていきます。

●場所

入谷東一丁目3番1号（施設マップ13番）

●開館時間

火曜～金曜日：9時～19時

土・日曜日、祝日：9時～17時

●休館日

月曜日（祝日の場合は翌開館日）、館内整理日（月1回）、特別整理期間（年1回）、年末年始

●アクセス

徒歩：小田急小田原線相武台前駅から徒歩約15分または座間駅から徒歩約20分

バス：小田急小田原線相武台前駅より「座間四ツ谷」または「海老名駅東口」行きバス
「市役所谷戸山公園前」下車徒歩1分

●駐車場

41台 ※利用時間は開館時間と同じ

お問い合わせ先

座間市立図書館

TEL：046-255-1211 FAX：046-252-5704

公民館、北・東地区文化センター

市内には、3か所の公民館・文化センターがあり、学習・文化活動などの拠点として、さまざまな講座や催し物などを開催しています。特に午前中はこども向けのさまざまな催し物を開催しています。開催日時などは各館へ直接お問い合わせください。

●場所

- ・座間市公民館：入谷西二丁目53番34号（施設マップ14番）
- ・北地区文化センター：相模が丘五丁目30番4号（施設マップ15番）
- ・東地区文化センター：東原三丁目1番1号（施設マップ16番）

●開館時間

9時～22時

※窓口受付時間や図書室利用時間は異なります。

●休館日

月曜日、祝日、年末年始

●アクセス

・座間市公民館

徒歩：小田急小田原線座間駅西口から徒歩15分またはJR相模線入谷駅から徒歩8分

バス：小田急小田原線座間駅より「座間四ツ谷」または「JR相武台下駅」行きバス

「鈴鹿」下車徒歩1分

・北地区文化センター

徒歩：小田急小田原線小田急相模原駅南口から徒歩12分

バス：小田急小田原線小田急相模原駅より「南林間駅」行きバス

「小田急住宅前」下車徒歩4分

・東地区文化センター

徒歩：相鉄線さがみ野駅から徒歩15分

バス：小田急小田原線相武台前駅または座間駅より「さがみ野駅北口」行きバス

「栗原交番前」下車徒歩7分または「下栗原」下車徒歩7分

●駐車場

- ・座間市公民館：18台
- ・北地区文化センター：15台
- ・東地区文化センター：17台

※利用時間は開館時間と同じ

お問い合わせ先

・座間市公民館

TEL：046-255-3131 FAX：046-252-2776

・北地区文化センター

TEL：042-747-3361 FAX：042-747-8542

・東地区文化センター

TEL：046-253-0781 FAX：046-253-0789

コミュニティセンター

地域住民の交流の場で、こども向けに無料の遊び場や絵本コーナー、館庭の遊具、こども向けイベント（コミセン祭り等）を提供しています。

●場所（施設マップ17～24番）

施設名	場所	連絡先（※ ₁ ）
立野台コミュニティセンター（※ ₂ ）	立野台三丁目14番12号	046-255-0815
新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷1026番地	046-257-4871
小松原コミュニティセンター（※ ₃ ）	小松原一丁目45番14号	046-257-9640
東原コミュニティセンター	東原四丁目13番13号	046-255-9770
相模が丘コミュニティセンター	相模が丘三丁目38番1号	046-258-3000
相武台コミュニティセンター	相武台三丁目20番18号	046-258-3001
ひばりが丘コミュニティセンター	ひばりが丘一丁目49番1号	046-257-7698
栗原コミュニティセンター	栗原中央三丁目29番17号	046-257-7210

※₁ 電話番号とFAX番号は同一です。

※₂ 改修工事に伴い、令和9年2月（予定）まで休館

※₃ 改修工事に伴い、令和8年11月から令和10年2月（予定）まで休館

●開館時間

9時～21時

●休館日

月曜日、年末年始

お問い合わせ先

市民協働課 市民協働係

TEL：046-252-7966 FAX：046-255-3550

サニープレイス座間・ざまっこプレイス

サニープレイス座間は、市民活動やボランティア活動を支える場として、活動室や多目的室、会議室等が利用できます（要予約）。

施設1階は、「ざまっこプレイス」の愛称で、青少年にフリースペースや学習室、バスケットコートを開放しています。施設1階の事務室で受付を済ませてからご利用ください。

施設3階は、幼児と一緒に遊べるチャイルドスペースも設置しています。

●場所

緑ヶ丘一丁目2番1号（施設マップ5番）

フロア	問い合わせ先	連絡先
1階 ざまっこプレイス	サニープレイス座間1階受付	046-253-8411
3階 多目的室ほか	サニープレイス座間2階受付	046-259-5011
3階 チャイルドスペース	座間市社会福祉協議会 地域福祉課 企画運営係	046-266-2002

●開館時間

9時～21時

●休館日

年末年始

●アクセス

徒歩：小田急小田原線相武台前駅から徒歩約15分または座間駅から徒歩約20分

バス：小田急小田原線相武台前駅より「座間四ツ谷」または「海老名駅東口」行きバス

「市役所谷戸山公園前」下車徒歩1分

●駐車場

施設西側14台、施設東側17台 ※利用時間：開館時間と同じ

お問い合わせ先

「場所」記載のとおり

スカイアリーナ座間（市民体育館）

大体育室、中体育室やトレーニング室のほか、幼児体育室も備えています。親子体操教室や幼児体操教室も随時開催しています。

※幼児体育室は、大規模改修工事中のハーモニーホール座間仮事務所として使用しているため、令和8年10月まで利用できません。

●場所

相武台一丁目47番1号（施設マップ4番）

●開館時間

9時～21時

●休館日

第3・第4月曜日（祝日の場合は翌開館日）、年末年始

●アクセス

小田急小田原線相武台前駅北口から徒歩約7分

●駐車場

136台（有料、スカイアリーナ座間の屋内地下駐車場を含む）

※利用時間：屋外は24時間

屋内（スカイアリーナ座間地下駐車場）は開館日8時～22時のみ

お問い合わせ先

スポーツ課 スポーツ係

TEL：046-252-8177 FAX：046-255-3550

子育て支援センター（再掲）

P. 13のとおり

(2) 屋外施設（大きな公園）

県立座間谷戸山公園

座間に残された里山の風情が活かされており、身近な自然と触れ合える公園です。四季折々にさまざまな表情が楽しめます。

●場所

座間市入谷東一丁目（施設マップ25番）

●アクセス

小田急小田原線座間駅東口より徒歩10分または相武台前駅南口より徒歩15分

●駐車場

東入口駐車場 78 台、北入口駐車場 78 台、多目的広場駐車場 29 台

※利用時間：7時～17時（11～3月。土日祝除く。）

7時～18時（4、5、7～10月。土日祝除く。）

7時～21時（6月、土日祝）

芹沢公園

かながわの公園50選にも選定されている緑豊かな公園です。園内には遊具コーナーやローラー滑り台も設置されており、幅広い世代の方々の憩いの場となっています。

●場所

栗原2593-1（施設マップ26番）

●アクセス

・小田急小田原線相武台前駅より「さがみ野駅北口」行き神奈中バス

「栗原小学校」下車徒歩5分

・さがみ野駅北口より「相武台前駅」行き神奈中バス

「栗原小学校」下車徒歩5分

●駐車場

北駐車場：72台（※）、東駐車場：81台（※）、西駐車場：15台、南駐車場：5台

※北、東駐車場のみ利用時間：8時30分～17時（11～4月）

8時30分～18時（5～10月）

お問い合わせ先

公園緑政課 公園管理係

TEL：046-252-7221 FAX：046-255-3550

スカイグリーンパーク・大坂台公園

スカイグリーンパークは、パークゴルフ場（有料）があり、お子さんからお年寄りまで楽しめる公園です。駐車場（有料）、休憩所、トイレもあります。

また、大坂台公園は、展望台からの眺めがおすすめの公園です。遊具、トイレもあり、朝夕は犬の散歩コースにもなっています。また、多目的広場があり、9時から16時までは自由に利用できます。

●場所

相武台1-4399（施設マップ27番）

●利用料金（パークゴルフ場（スカイグリーンパーク内）のみ）

1回当たり大人300円、小・中学生150円。未就学児は無料。

●アクセス

小田急小田原線相武台前駅北口より徒歩7分

●駐車場

136台（有料、スカイアリーナ座間の屋内地下駐車場を含む）

※利用時間：屋外は24時間

屋内（スカイアリーナ座間地下駐車場）は開館日8時～22時のみ

お問い合わせ先

公園緑政課 公園管理係

TEL：046-252-7221 FAX：046-255-3550

かにが沢公園

桜やひまわりなど四季折々の自然が楽しめ、座間八景の一つにもなっている公園です。イベント会場にもよく使われ、4つに分けられた広場では楽しく遊べます。

●場所

緑ヶ丘四丁目1458（施設マップ28番）

●アクセス

小田急小田原線相武台前駅南口より徒歩10分

●駐車場

32台

※利用時間：8時30分～17時（11～4月）、8時30分～18時（5～10月）

お問い合わせ先

公園緑政課 公園管理係

TEL：046-252-7221 FAX：046-255-3550

5 子育て家庭への手当と医療

(1) 子育て家庭への手当

児童手当

高校生年代までのお子さんを養育している方に手当を支給します。

受給するためには申請手続きを行い、認定を受ける必要があります。申請した翌月分の手当から支給となるので、早めに手続きをしてください。

※申請が遅れると、さかのぼって受給することはできないので注意してください。

※申請者が公務員の場合は、勤務先から支給されます。勤務先（所属庁）へお問い合わせください。

🏠 児童手当

家庭などの生活安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に役立てることを目的として養育者に支給する手当です。

●対象

児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育している方（受給者の所得制限はありません）

●助成内容

原則、偶数月の15日（土・日曜日、祝日の場合は金融機関の前営業日）に次の基準で算出した手当を、それぞれ前月分まで（2か月分）を支給

- ・3歳未満児童：1人当たり月額1万5千円（※第3子以降は3万円）
- ・3歳～高校生年代児童：1人当たり月額1万円（※第3子以降は3万円）

※「第3子以降」とは、22歳到達後の最初の年度末までの養育している児童のうち、3番目以降の子をいいます。

●必要な書類など

- ・申請者名義の預金通帳
- ・申請者及び配偶者（別居の場合は申請者及び児童）の個人番号と本人確認ができる書類
- ・その他、状況に応じて必要となる書類

※代理人が提出する場合は、委任状等が必要になります。詳細はお問い合わせください。

●提出先

市役所 2階 子育て支援課 子育て支援係

お問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係

TEL：046-252-7201 FAX：046-255-5080

※申請者が公務員の場合、勤務先にお問い合わせください。

児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていないお子さんを養育している方（世帯の所得制限有）に手当を支給します。

受給するためには、申請手続きを行い、市から認定を受ける必要があります、申請した翌月分の手当から支給となります。申請に当たり、窓口で事前相談が必要です。

※申請が遅れると、さかのぼって受給することはできないので注意してください。

🏠 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が、養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として養育者に支給する手当です。

●対象

次のいずれかの要件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護している父または母、または父・母に代わって児童を養育している方

- ・父母が婚姻（事実婚含む）を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童など

※詳細はお問い合わせください。

●助成内容

原則、奇数月の15日（土・日曜日、祝日の場合は金融機関の前営業日）に次の基準で算出した手当を、それぞれ前月分まで（2か月分）を支給

- ・児童1人のとき月額48,050円（※月額48,040円～11,340円）
- ・児童2人目以降の加算額月額11,350円（※月額11,340円～5,680円）

※所得額に応じて、手当額を算出します。括弧内の金額は、手当の一部を受給できる方の手当額です。

●必要な書類など

受給要件の確認を行うため、事前相談（1時間程度）が必要です。必要な書類は、事前相談時に案内しますので、次の受付時間に市役所2階子育て支援課へお越しください（予約不要）。

受付時間：月曜～金曜日 8時30分～11時、13時～16時
（祝・休日、年末年始を除く）

お問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係

TEL：046-252-7201 FAX：046-255-5080

交通遺児修学金

小学校、中学校及び高等学校に在籍している交通遺児に対し、手当を支給します。

●対象

小学校、中学校及び高等学校に在籍し、毎年3月1日現在、座間市に住所を有し、次の条件に当てはまる方

- ・道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスの運行によって生じた人身事故の遺児
- ・交通のように供する電車、汽車等軌道上を運行する車両、船舶及び航空機により生じた人身事故の遺児

●助成内容

対象児童1人につき年額20,000円を、毎年3月末までに支給

●必要な書類など

- ・事故証明書または人身事故を証する書類
- ・死亡診断書または死体検案書
- ・交通遺児との関係を証する戸籍の謄本または抄本
- ・在学証明書または生徒手帳（高校生のみ）
- ・その他市長が特に必要と認めたもの

●提出先

市役所2階 子育て支援課 子育て支援係

お問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係

TEL：046-252-7201 FAX：046-255-5080

(2) 医療費の助成

小児医療費助成

0歳から満18歳年度末までの方に小児医療証を交付し、通院、入院、補装具（治療用眼鏡など）に係る保険診療による医療費の自己負担額を助成します。

●対象

0歳から満18歳年度末までの方。ただし、次に該当する場合を除きます。

- ・生活保護を受けている場合
- ・児童福祉法に基づく措置により医療を受けている場合
- ・心身障害者医療費の援助を受けている場合

（ただし、医療費に係る一部負担金を支払わなければならない場合は除く）

- ・ひとり親家庭等医療費助成（P. 34）を受けている場合

●助成内容

県内の医療機関などで受診される際に、保険情報の資格確認ができる書類と医療証を提示することにより、保険診療による医療費の自己負担額を助成します（原則として医療機関で自己負担額を支払う必要はありません）。

また、県外の医療機関などを受診し、保険診療による医療費の自己負担額を窓口で支払った場合には、申請により後日、指定された口座に振り込みます。

※保険診療以外の医療費、入院時の食事の標準負担額及び差額ベッド代などは助成の対象になりません。

※他の医療費給付制度を受けられる医療費や健康保険組合などから高額療養費や付加給付などとして支給される金額は除き助成しますので、高額な医療費を支払った場合などはご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

●必要な書類など

- ・こどもの健康保険情報（被保険者名、被保険者の記号・番号、保険者番号、保険者名、資格取得年月日）が確認できる書類
- ・その他、状況に応じて必要となる書類

※申請者（養育者）または配偶者の住民登録が座間市にない場合は、運転免許証など住所が確認できるものの写しの提出をお願いする場合があります。

●提出先

市役所2階 子育て支援課 子育て支援係

お問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係

TEL：046-252-7201 FAX：046-255-5080

ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子さんを養育しているひとり親家庭、養育者家庭の方（世帯の所得制限有）に、保険診療による医療費の自己負担（食事療養標準負担額を除く）を助成します。

●対象

0歳から満18歳年度末までの児童を養育している、ひとり親家庭等の父または母及び児童

※児童が一定の障害にあるときまたは学校教育法に規定する高等学校などに在学しているときは、20歳未満（誕生日の前日）までです（延長には別途手続きが必要）。

※婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係）があるとき等は対象となりません。

●助成内容

県内の医療機関などで受診される際に、保険情報の資格確認ができる書類と医療証を提示することにより、保険診療による医療費の自己負担額を助成します（原則として医療機関で自己負担額を支払う必要はありません）。

また、県外の医療機関などを受診し、保険診療による医療費の自己負担額を窓口で支払った場合には、申請により後日、指定された口座に振り込みます。

●必要な書類など

受給要件の確認を行うため、事前相談（1時間程度）が必要です。必要な書類は、事前相談時に案内しますので、次の受付時間に市役所2階子育て支援課へお越しください（予約不要）。

受付時間：月曜～金曜日 8時30分～11時、13時～16時

（祝・休日、年末年始を除く）

お問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係

TEL：046-252-7201 FAX：046-255-5080

未熟児養育医療給付

出生時体重2,000グラム以下または医師が養育医療を必要と認めた乳児（1歳未満）が、指定医療機関で受けた入院に係る保険診療による医療費の自己負担額（ミルク代含む）を助成します。医療機関から未熟児養育医療に関する案内がありましたら、書類を提出してください。

※入院費用の支払い前に申請してください（支払い後の払い戻しはできません）。

●対象

次のいずれかに該当する乳児（1歳未満）

- ・出生時体重が2,000グラム以下
- ・次のいずれかの症状がある

運動異常・痙攣（けいれん）がある、体温が摂氏34度以下、強度のチアノーゼなど呼吸器・循環器の異常がある、繰り返す嘔吐など消化器の異常がある、異常に強い黄疸がある

●助成内容

指定医療機関で医療券を提示することにより、指定医療機関で受けた入院に係る保険診療による医療費の自己負担額（ミルク代含む）を助成します。なお、医療券には自己負担月額が記載されていますが、座間市が小児医療費助成等として助成しますので、医療機関の窓口での自己負担額の支払いはありません。（保険診療外の費用を除く）

●必要な書類など

- ・養育医療意見書（指定医療機関の担当医師が記入したもの、交付日から3カ月以内）
- ・世帯調書（氏名欄を本人が自署したもの）
- ・世帯調書に記入した各マイナンバーの確認ができる書類
- ・申請者の本人確認ができる書類
- ・こどもの健康保険情報（被保険者名、被保険者の記号・番号、保険者番号、保険者名、資格取得年月日）が確認できる書類
- ・その他、状況に応じて必要となる書類

※税情報に関する書類が必要になる場合があります。また、代理人が提出する場合は、委任状等が必要になります。詳細はお問い合わせください。

●提出先

市役所2階 子育て支援課 子育て支援係

障害者自立支援医療（育成医療）

身体に障がいをもつ児童で、その障がいの除去や障がいの程度を軽くするために必要な医療を受ける方の医療費自己負担額を軽減します（世帯の所得制限有）。制度を利用される方は、医療機関で受診・施術される前に申請が必要です。

自立支援医療（育成医療）

18歳未満の児童で、生まれつき身体に障がいがある方、またはその障がいに係る医療を行わないと将来障がいを残すと認められる方が、手術等の治療を受けることにより身体上の障がいや治療費が軽減される場合に、世帯の市町村民税額等に応じて治療に要する医療費の一部を公費により負担する制度です。

●対象

身体に障がいをもつ、その障がいや治療費を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる児童（18歳未満）

※対象となる障がいや治療方法が定められているので、詳細はお問い合わせください。

●自己負担金

医療費の1割を医療機関でお支払いください。また、この1割負担には、ひと月当たりの上限額が定められており、限度額は所得区分によって決定します。

なお、1割負担分についても、別途助成制度があります。詳細はお問い合わせください。

●必要な書類など

- ・身体障害者手帳（所持されている方）
- ・医師の診断書
- ・保険情報の資格確認ができる書類
- ・マイナンバーカード
- ・（生活保護を受給している場合）生活保護受給証明書
- ・（保護者が障害年金・遺族年金を受給している場合）

振込通知や振込通帳の写しなど、受給額の分かる書類

●提出先

市役所1階 障がい福祉課 障がい者支援係

お問い合わせ先

障がい福祉課 障がい者支援係

TEL：046-252-7132 FAX：046-252-7043

6 ひとり親家庭向けのための支援

(1) ひとり親家庭向け手当・助成・貸付など

児童扶養手当（再掲）

P. 31のとおり

ひとり親家庭等医療費助成（再掲）

P. 34のとおり

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付指定の講座を終了後、受講費用の一部を支給します。講座指定の申請手続きまでには時間を要することから、受講開始の2～3か月前を目安に事前相談を受けてください。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親の方の職業能力の開発を支援し、自立促進を図るため、受講費用の一部を支給する制度です。

●対象

教育訓練給付金指定講座（一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練）のうち、資格取得を目指す講座（※）を受講し、講座修了時点で20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭等の父または母

※就業経験、技能、資格の取得状況は労働市場の状況から判断して、教育訓練が必要であると認められる必要があります。また、過去に同一給付金の支給を受けていないなどの条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

●助成内容

次の基準で算出した額を支給します。

- ・雇用保険制度の教育訓練給付金制度の受給資格がある方
受講修了後、入学金及び受講料の60%相当額（上限200,000円。※）からハローワークから支給される教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給。
- ・雇用保険制度の教育訓練給付金制度の受給資格がない方
受講修了後、入学金及び受講料の60%相当額（上限200,000円。※）を支給。

※専門実践教育訓練の場合は、上限400,000円×修学年数

●必要な書類など

受給要件の確認を行うため、事前相談（1時間程度）が必要です。必要な書類は、事前相談時に案内しますので、次の受付時間内に予約の上、市役所2階こども家庭課へお越しください。なお、講座指定の申請手続きまでには時間を要することから、受講開始の2～3か月前を目安に相談を受けてください。

受付時間：火曜～金曜日 10時15分～12時、13時～16時30分
（祝・休日、年末年始を除く）

お問い合わせ先

こども家庭課 こども総務係

TEL：046-252-8025 FAX：046-255-5080

母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭等の父または母が、就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得のため6月以上養成機関に修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のため、対象資格に係る修業期間のうち全期間（上限48月）について高等職業訓練促進給付金を支給します。申請に当たり、窓口で事前相談が必要です。

母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金

高等職業訓練促進給付金は、ひとり親の方が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度です。

●対象

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父または母で、次の条件を満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある
- ・養成機関で6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格（※）の取得が見込まれる。

※対象資格

- ・高等職業訓練促進給付金：看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格など
- ・特定高等職業訓練促進給付金：看護師、介護福祉士、保育士

※その他にも条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

●助成内容

- ・高等職業訓練促進給付金

修業期間（上限４８月）に、前年度所得に応じた金額を支給

- ・市町村民税非課税世帯の方 月額１００，０００円
（最後の１２か月は、月額１４０，０００円）
- ・市町村民税課税世帯の方 月額７０，５００円
（最後の１２か月は、月額１１０，５００円）

・特定高等職業訓練促進給付金

高等職業訓練促進給付金に、扶養児童数に応じた金額を加算して支給

- ・扶養している児童が２人以下の方 月額３０，０００円を加算
- ・扶養している児童が３人以上の方 月額５０，０００円を加算
- ・高等職業訓練修了支援給付金

修業期間満了後に次の金額を支給

- ・市町村民税非課税世帯の方５０，０００円市町村民税課税世帯の方２５，０００円

●必要な書類など

受給要件の確認を行うため、事前相談（１時間程度）が必要です。必要な書類は、事前相談時に案内しますので、次の受付時間内に予約の上、市役所２階こども家庭課へお越しください。なお、講座指定の申請手続きまでには時間を要することから、受講開始の２～３か月前を目安に相談を受けてください。

受付時間：火曜～金曜日 １０時１５分～１２時、１３時～１６時３０分

（祝・休日、年末年始を除く）

お問い合わせ先

こども家庭課 こども総務係

TEL：０４６－２５２－８０２５ FAX：０４６－２５５－５０８０

母子父子寡婦福祉資金の貸付

高校・大学などの入学資金や授業料、就職するために必要な知識・技能の資格取得のための資金などを、無利子または年１．０パーセントで借りることができます。なお、貸付には審査があり、申請されても貸付けできない場合があります。

母子父子寡婦資金

ひとり親家庭・寡婦の生活を支援し、児童の福祉向上のために神奈川県が実施している貸付制度です。

●対象

ひとり親家庭またはそれに準ずる家庭や寡婦で、返済意志・能力のあること。

●助成内容

各種資金（※）を無利子または低利子（年 1.0 パーセント）で貸付します。

※詳細はお問い合わせください。

●必要な書類など

受給要件の確認を行うため、事前相談（1 時間程度）が必要です。必要な書類は、事前相談時に案内しますので、次の受付時間内に予約の上、市役所 2 階こども家庭課へお越しください。

受付時間：火曜～金曜日 10 時 15 分～12 時、13 時～16 時 30 分
（祝・休日、年末年始を除く）

お問い合わせ先

こども家庭課 こども総務係

TEL：046-252-8025 FAX：046-255-5080

(2) ひとり親家庭向け生活支援など

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭や寡婦の方が、一時的な病気などで家事や育児などに困ったときに、家庭生活支援員を派遣します。申請に当たり、窓口で事前相談が必要です。

☞ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、修学等や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、生活の安定を図ることを目的に家庭生活支援員の派遣等を行います。

派遣例：生活環境の大きな変化（ひとり親家庭となって間もない場合）

自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動）

社会的事由（疾病、冠婚葬祭、仕事、学校などの公的行事への参加）など

●対象

乳幼児または就学前児童等を養育するひとり親家庭や寡婦のうち、所得水準が児童扶養手当受給世帯と同等の世帯

●助成内容

同一年度内で 40 時間まで家庭生活支援員を派遣します。

※所得水準により利用者負担の生じることがあります。

●必要な書類など

受給要件の確認を行うため、事前相談（1時間程度）が必要です。必要な書類は、事前相談時に案内しますので、次の受付時間内に予約の上、市役所2階こども家庭課へお越しください。

受付時間：火曜～金曜日 10時15分～12時、13時～16時30分
（祝・休日、年末年始を除く）

お問い合わせ先

こども家庭課 こども総務係

TEL：046-252-8025 FAX：046-255-5080

ファミリー・サポート事業（再掲）

P. 20のとおり

粗大ごみ手数料の減免制度

一定の条件を満たしている世帯に対して、粗大ごみ手数料の減免措置を行っています。減免には申請（電子申請可）が必要です。

●対象

ひとり親家庭等医療費助成受給者（P. 34）

●助成内容

粗大ごみ手数料を免除します。ただし、同一年度に5個までです。

●必要な書類など

児童扶養手当証書（P. 31）またはひとり親家庭等医療費助成福祉医療証（P. 34）を用意した上で、電子申請（市公式LINEアカウント）または紙申請（窓口・ファクス・郵送）してください。

お問い合わせ先

リユース推進課 リユース推進係

TEL：046-252-7560 FAX：046-252-7616

水道料金及び下水道使用料の減免制度

一定の条件を満たしている世帯に対して、水道料金及び下水道使用料の減免措置を行っています。減免には申請が必要です。

※申請をした月の翌月以降最初に請求（検針）分から適用します。

●対象

ひとり親家庭等医療費助成受給者（P. 34）であり、同一居所にお住まいの方全員が、市区町村民税の非課税である方（生活保護受給者がいる世帯は除く）

●助成内容

水道料金の基本料金、下水道使用料の基本使用料を免除します。

●必要な書類など

- ・ひとり親家庭等医療費助成福祉医療証（P. 34）
- ・市区町村民税が非課税と証明できる書類（座間市で税申告している場合は不要）

●提出先

水道料金お客様センター（上下水道局庁舎1階、施設マップ2番）

受付時間：8時30分～20時（12月30日～翌1月3日を除く）

TEL：046-266-5520 FAX：046-266-5524

お問い合わせ先

「提出先」記載のとおり

(3) ひとり親家庭向け相談など

母子・父子自立支援員への相談

離婚前の相談、生活や一般の相談、自立に必要な指導、情報提供、職業能力の向上や求職活動の支援などに関する相談を行っています。

●助成内容

次の受付時間内に予約の上、市役所2階こども家庭課へお越しください。

受付時間：火曜～金曜日 10時15分～12時、13時～16時30分

(祝・休日、年末年始を除く)

お問い合わせ先

こども家庭課 こども総務係

TEL：046-252-8025 FAX：046-255-5080

カナ・カモミール（ひとり親家庭総合支援情報サイト）

神奈川県では、主に神奈川県内のひとり親家庭を対象として、行政等の支援情報を提供しています。詳しくは神奈川県のホームページをご確認ください。


●神奈川県ホームページのアドレス・二次元コード


<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/kanachamomile/top.html>



7 各種相談窓口一覧

(1) 妊産期の健康や不妊、予期しない妊娠等に関する相談

相談種別	相談内容	お問い合わせ先、情報サイト
妊産婦の健康相談	妊産婦の健康(母子手帳、妊婦健診、産後ケアなど)や妊娠・出産に関する相談を受けています。	こども家庭センター TEL:046-252-7776
24時間健康電話相談	保健師、看護師、管理栄養士などが健康に関するあらゆる相談を受けています。 例：急なお子様の発熱や育児・妊娠期の不安、また休日や夜間に受診できる病院を探しているとき	電話相談窓口 TEL:0120-867-860(通話料無料) 時間:24時間 365日 備考:発信電話番号を通知設定でお掛けください。 聴覚障がい者専用ファクス FAX:03-6626-2189(通信料発信者負担) 備考:相談用専用シートに記入して、御送付ください。 相談用専用シートの二次元コード 
神奈川県 不妊・不育専門相談センター	不妊や流産等を繰り返す不育症について、医師や臨床心理士、助産師などの専門家が、相談に応じます。	婦人科医師、臨床心理士、泌尿器科医(男性不妊)による面談予約 TEL:045-210-4786 助産師による電話相談 TEL:045-212-1052 時間:いずれも不定期受付。 備考:最新の相談日は神奈川県ホームページで御確認下さい。 県ホームページのアドレス

		https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f851/index.html 県ホームページの二次元コード 
妊娠SOS かながわ	県では、予期しない妊娠等に関する悩みを抱えた方のために、電話・LINEによる相談を行っています。	電話相談窓口 TEL:0120-212-818(通話料無料) TEL:045-212-1051(通話料発信者負担) 時間:月・水・金、16時～21時 ※年末年始を除く

(2) 育児に関する相談

相談種別	相談内容	お問い合わせ先
育児相談	乳幼児期に育児上起こる問題・疑問・心配ごとなどに対して相談および助言を行っています。(計測のみでのご利用もできます)	こども家庭センター TEL:046-252-7776
		子育て支援センター(P.13) TEL:046-254-2634(ゆめ) TEL:042-740-2788(ひまわり) TEL:046-255-7070(かがやき) 時間:いずれも9時～16時 ※各センターの開館日に準じる
保育コンシェルジュ	0歳児から就学前の子育てに関する相談や預け先に関する相談などを受けています。	保育コンシェルジュ(P.14) TEL:046-252-7202 時間:月～金、8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く

(3) 子育て不安・家族の悩み・虐待に関する相談

相談種別	相談内容	お問い合わせ先
児童相談	18歳未満の児童に関する悩みや困り事の相談(養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談など)を受けています。	こども家庭課こども相談係 TEL:046-252-8026 時間:月～金、8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く
児童相談所 虐待対応ダイヤル	虐待かもと思った時などにお近くの児童相談所につながります。	電話相談窓口 TEL:189(通話料無料) 時間:24時間365日

(4) 学校・教育・青少年に関する相談

相談種別	相談内容	お問い合わせ先
教育相談	児童生徒の学校生活全般、不登校等に関する悩みや不安について、教育相談員や教育心理相談員(教育や心理の専門家)が相談を受けています。	教育研究所 TEL:046-259-2164 時間:月～金、10時～16時 ※祝日、年末年始を除く
青少年相談	青少年(おおむね15～30歳未満)とそのご家族が抱えるさまざまな悩みに関して、青少年心理相談員が相談を受けています。	こども家庭課こども総務係 TEL:046-252-8025 時間:水・金、9時30分～16時 ※祝日、年末年始を除く
ヤングケアラーに関する相談	家族のお世話を過度に行っているこどもが、家事やお手伝いで悩んだときの相談を受けています。	こども家庭課こども相談係 TEL:046-252-8026 時間:月～金、8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く

本冊子の内容は、令和8年4月時点の情報に基づいています。

また、掲載内容は、一般的な手続きを想定したものであり、対象となる方の状況により異なる場合があります。

最新の情報や個別の手続きをお知りになりたい場合は、市ホームページを御確認頂くか、担当へお問い合わせください。